

秋田県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第9号

平成23年12月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）
第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項、第75条第
1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項
の規定並びに第291条の6第2項の規定による請求権を有する者の総数の5
0分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、
その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と
を合算して得た数）は、次のとおりである。

平成23年12月7日

秋田県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会
委員長 安藤 紘

1 50分の1の数 18, 387人

2 3分の1の数（請求権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、
その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数
とを合算して得た数） 219, 890人